

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました、第 111 号議案及び第 112 号議案の 2 件を追加上程いたします。それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 91 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例から、日程第 6. 第 110 号議案 財産の取得についてまでの 6 件を一括議題といたします。

以上の 6 議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 91 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例についての審査内容と結果について御報告いたします。

マイナンバーを利用できる範囲については、社会保障、税、災害対策分野の法定事務がありますが、そのほかに市の独自事務や庁内の連携に関わる事務、ほかの自治体との情報提供にかかわる事務について条例を制定するものということでもあります。

独自の事務としては、住所・年齢・所得等にかかわるものということですが、例として教育部所管の奨学金の貸与事務の場合で説明していただきましたが、今までは所得制限の確認のために所得証明を個人さんに取っていただいていたのが、マイナンバーをすることによって庁内連携で確認ができるようになるということでもあります。

またセキュリティとしては、庁内連携で取得した情報については、処理が済んだ後は、その情報は速やかに破棄するように定められているということでした。

また委員からは、武雄市独自の取り組みについても考えていただくよう要望がありました。慎重審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 92 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正及び取り扱いの変更に伴い、武雄市税条例の一部を改正するもので、第 1 条では、法改正に伴う条文整備のほか、徴収の猶予に係る分割納付や納入に関する規定、徴収猶予の申請手続等についても整備をされており、また軽自動車税に係る身体障がい者の減免申請の提出期限を納期限の日までに延長する改正が提案されております。

第 2 条では、番号法の施行により、法人番号を納付書に記載するように改正していたのを記載しないように通知があっており、改正規定を削除するものという説明でありました。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 94 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 94 号議案 武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

この条例は、周辺部住宅整備事業、ウェルカム武雄ハウス事業を実施するため、市有地を民間事業者は無償貸与し、またその後譲渡することも視野に条例の一部を改正するものということであります。

定住促進のため、周辺部の普通財産を時価よりも低い価格での譲渡を可能にすることや、無償で貸し付けることができる旨を追加してあります。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 95 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 95 号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、勤労青少年ホームに関する条項が削除されましたが、武雄市では勤労青少年ホームは活発に活用されておりますので、条例第 1 条の設置条項について一部改正をするものと説明を受けております。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 96 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 96 号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

この条例は放課後児童クラブの利用料を見直すもので、児童 1 人につき月額 2,000 円を 3,000 円に、同一世帯からの利用で 2 人目は 1,000 円を 1,500 円に、3 人目以降は現行どおり無料となっております。

理由としては、本年 4 月から利用対象を全学年に拡大し、支援員を増員したことでの運営経費が増大したことと、他の市町の状況を踏まえて、それと同等程度の利用料に変更したいということであります。

また、働く保護者の支援策としては、来年 1 月から市内すべての児童クラブにおいて開所時間を 1 時間延長すると説明を受けております。

委員からは、多子世帯への支援として小学 6 年生までの範囲で軽減措置があるが、兄弟が卒業して利用している子どもが減っても、それまでと同様に範囲を限定せずに、多子世帯への支援を続けられないかとの質問がありました。

執行部からは、多子世帯の対策としての大きな課題であり、今後の研究材料にさせていた

だきたいという答弁でした。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 110 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 110 号議案 財産の取得について、審査の結果を御報告いたします。

新庁舎建設用地に供するもので、今回の取得は 2 筆で、面積が合わせて 122. 69 平米で、取得価格は 574 万 1,893 円ということです。

予算については、26 年度の繰越によるものですが、あと残りの取得予定地として、459 平米ほどについて交渉を進めているということでもあります。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 94 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 96 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 96 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 110 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 110 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 110 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 第 98 号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例から、日程第 9. 第 108 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）までの 3 件を一括議題といたします。

以上の 3 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 98 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました、第 98 号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

題名の武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例を、武雄市企業立地の促進に関する条例に変更し、固定資産取得費 2 億円以上、新規雇用従業員 10 人以上の事業者と、固定資産取得費 2000 万円以上の事業者に分けて支援を行うものとの説明を受けました。

改正の内容は、固定資産取得費 2 億円以上、新規雇用従業員 10 人以上の事業者に対しては、①固定資産税の課税免除及び不均一課税、②雇用奨励金、③利子補給金、④操業支援補助金の優遇措置を行い固定資産税の課税免除及び不均一課税については、償却資産をリースで対象事業者に賃貸する者にも同様の措置を適用するとのことです。

さらに、特例転入者を雇用する事業者に対し、雇用奨励金 50 万円に 25 万円を加算して交付するとのことです。

もう 1 つの固定資産取得費 2000 万円以上の事業者に対しては、①固定資産税の課税免除（3 年間）、②雇用奨励金、③利子補給金の奨励措置を行うものでございます。

同じく特例転入者を雇用する事業者に対しては、25 万円を加算して交付するとの説明を受けました。

なお、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第 99 号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、中小企業信用保険法の一部改正で、中小企業の定義に新たに特定非営利活動法人いわゆる NPO 法人が追加されたことに伴い、武雄市中小企業融資金の貸付けの対象を拡大し、NPO 法人を追加するものと説明を受けました。

委員から、武雄市内の NPO 法人の数について質疑がなされ、執行部からの説明としましては、現在、市内に 17 の事業所があり、今回の改正でこの融資金を活用する枠を市内の NPO 法人にも広げたいということございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 108 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第 108 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入で、今年 4 月から進めている走路改修に係る事業費の財源を変更するものでございまして、3 款 1 項 1 目の競輪事業基金繰入金を 1 億 6200 万円を減額し 6 款 1 項 1 目の競輪事業債を同額増額するとのことでございます。

これは、来年度、市中銀行から借入れる予定の起債分を前倒しして借入れ、今年度の基金からの充当を減額し来年度に充当するように変更するもので、前倒しして借入れるようになったのは、佐賀県の公営競技収益金貸付金の方が市中銀行の金利より低金利で借入れができるため変更するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 98 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 98 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 99 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 99 議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 108 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 108 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 108 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 第 93 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、福祉常任委員長の報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 93 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例に規定されている国保税の減免申請の記載に個人番号を加えるものである旨の説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論及び採決を行います。
第93号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第93号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第11. 第97号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
から、日程第16. 第109号議案 平成27年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）ま
での6件を一括議題といたします。
以上の6議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び
にその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。
まず、第97号議案に対する報告を求めます。
石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／おはようございます。
今定例会において、本委員会に付託されました、第97号議案 武雄市廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の改正について、4点あります。

まず1点目は新しく基本料金の設定をお願いするものです。

引っ越し等や、仮設トイレの汲取りの場合は、少量汲取りのケースがあるため90L未満の少量汲取りの場合は従量にかかわらず1000円という基本料金を設定するものです。

2点目は18L単価の見直しで、改定から20年が経過しており、車両費・人件費を含めた収集運搬に関わる経費の増加により業者は安定した事業の遂行が難しくなり、適正な価格を見いだすために業者との協議を重ねて合意に達したところで、90Lを超過する場合、18Lごとに175円から200円とするものです。

3点目が、旧武雄市・山内町のホース使用料の廃止で、これは実態としては使うケースが少ないということで、業者側から提案されたものです。

4点目が、旧北方町の人頭制の廃止で、旧北方町の旧炭鉱住宅約100世帯のみに残っている制度で、個人情報等で、その世帯に何人住んでいるのか業者の把握が困難なため、以前から業者が要望していたものです。

以上、4点の改正をお願いしたいとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第100号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第100号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例について、御報告いたします。

今回の条例改正は、基本料金の一部を見直すもので、水道料金の料金体系と同様にすることによって、利用者の立場に立ったわかりやすい料金にするための一部改正です。

現行では5立方メートル以下の場合は1000円、5立方メートルを超える場合2000円としておりましたが、改正案では、5立方メートルまでは現行どおりの1000円とし、6立方メートルからは、1立方メートルにつき200円ずつの超過料として10立方メートルまでを段階的にあげていくとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 101 号議案に対する報告を求めます。
石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 101 号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

今回の改正の内容ですが、給水条例では、給水装置工事を行うものはあらかじめ申し込み、承認を受けるよう規定されています。

この手数料として、現行の条例では、設計審査手数料が 1000 円、成工審査手数料は工事費の 4%となっているが、事業者の負担軽減で事務の簡素化を図るため、設計審査手数料を廃止し、成工検査手数料を口径ごとの定額の手数料で、金額は平成 26 年の実績を口径ごとに平均手数料を算出しており、また公道取出しのみで終わる場合は、1 万円の一律とするとの説明を受けました。

本委員会につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 105 号議案に対する報告を求めます。
石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 105 号議案 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更に係る協議について御報告いたします。

佐賀県西部広域環境組合のゴミ処理施設の供用開始に伴い、平成 28 年以降に組合が共同処理する事務内容の変更、及び組合経費に係る構成市町の負担割合に搬入量割を導入するた

め、同組合規約の一部を変更する必要があるということで、変更するためには、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、構成市町の協議によりこれを定めたのちに、県知事の許可を受けることとされており、その協議について、同法 290 条により構成市町の議会の議決を求めるものとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 107 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 107 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について御報告いたします。

今回の補正は、職員の異動に伴う職員給与費の減額と公共下水道事業債償還金利子と戸別浄化槽事業債償還金利子が確定したことによる減額をお願いするものと説明を受けました。本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 109 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 109 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について御報告いたします。

今回の補正は、職員の異動に伴う職員給与費の増額と本部ダム制御処理設備修繕負担金及び消費税の補正をお願いするもので、負担金については、上水道の水源として利用してい

る県営本部ダムの制御処理設備が故障し、その修繕費(?)として佐賀県が修理を計画しており、その負担金とのことで説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 97 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 97 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 100 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 100 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 101 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 101 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 105 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 105 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 107 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 107 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 107 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 109 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 109 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 109 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第 17. 第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。
本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、主な審査内容と結果を御報告いたします。

2 款 2 項 1 目の企画総務費では、市制 10 周年記念式典に係る司会者謝金や記念品代、ロゴマーク作成委託料等で 300 万円が計上されております。

2 目、地域振興費の 19 節では、人口減少が激しい地区へ市外から永住を目的に転入される人への補助金として定住特区補助金 350 万円が計上されております。

今後の見込みの 6 世帯分ということであります。

また、ウェルカム武雄ハウス事業補助金は、住宅建築事業者への補助として 3840 万円が計上されております。

これは建築費の 6 割を補助するもので、基準額の上限額は戸建て住宅の場合 1200 万円、アパートの場合は 1 戸当たり 1000 万となっております。

10 款 4 項 3 目の中学校施設整備事業費では、武雄北中学校給食室改築工事に係る経費を計上されておりますが、これは 6 月に減額となっておりますが、要望しておりました国庫補助が急きょ採択されたことによって改めて計上されております。

また、図書館費では、こども図書館用地測量設計業務委託料として、151 万 2000 円、用地借り上げ料 30 万円が計上されています。

測量業務の場所については、今の図書館の西側が最適ということで、地形や境界などを含め、測量調査を行いたいということでありました。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主な内容は、6 款 1 項 3 目、農業振興費の 19 節、負担金補助及び交付金について武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会に 551 万 5000 円を追加するもので、内容といたしましては、イノシシの捕獲に対し報償金を 1 頭当たり 4500 円を協議会に支出しておりますが、今年度はその捕獲数が昨年度よりもほぼ倍増しており、今後の増加見込み分を補うためのものと

説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

マイナンバー制度の開始に対応するためのシステム整備、前年実績による負担金返還、追加納付、健康ポイント事業の準備に要する経費、その他、所要額算出に補正額が計上され、内容について、質疑、答弁が交わされました。

健康ポイント事業に関しては、ポイントの付与、賞品交換、参加者の考え方など、いまだ検討を要する課題に、懸念や指摘が集まりました。

来年 4 月からの円滑な事業開始に向け、当該予算については、そのための入念な準備のためのもものと確認し、制度設計には慎重に努めていただくよう、委員会として申し述べたところ です。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、一般道路整備事業費については、北方支所駐車場西側の農地、

約 5200 平米で、民間による住宅開発が計画されており、開発地とダイレックスの間にある道路は幅員が狭いため、将来を見据え開発工事に併せて局部改良拡幅工事、約長さは 140 メートル、幅員が今現在 3.5 メートルですけれども、6 メートルに伴う、15 節、工事請負費として 17 節、用地費の補正と緑化整備費の 15 節工事請負費については、新幹線工事により中央公園側に県河川富岡川の付替えが必要なことから支障となる物件移転の工事費の補正をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／1 つだけ、お尋ねですけれども、先ほど、北方の住宅開発と言われましたけれども、住宅開発が本当なのか、ホテル開発が本当なのか、どちらでしょうか。

石橋建設常任委員長／私の発言が***。

住宅開発です。

議長／ほかにございますか。

質疑をとどめます。

ここで、第 106 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 106 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算について、反対の討論を申し上げます。

補正額は 6 億 788 万 1000 円ではありますが、そのうち 10 款 5 項 4 目 13、14 節のこども図書館用地測量設計業務委託料 151 万 2000 円と、こども図書館用地借上料 30 万円、合計 181 万 2000 円の補正予算に反対であります。

反対の第一の理由は、こども図書館の進め方、内容が定かではないからであります。

今年、小松市政が 1 月 11 日誕生いたしました。

就任早々、1 月 17 日付の読売新聞、あるいは 1 月 22 日の佐賀新聞記事では、財政面から新築で建てることは考えていないと語って答えておられます。

今のところ、財政事情を勘案すると新しくつくるつもりはないと、見直しを名言されました。

しかし、その後の推移で1月26日市議会全員協議会では、新築で建てることを前提に考えていないと釈明をされ、また3月議会でも同様の答弁をされました。

ここには、市長としての市政がひっくりかえっているのではないのでしょうか。

さらに、この12月議会では、市長ブログや、今議会12月2日開会日の演告では、子ども図書館を新築で現在の図書館の西側につくることを決定しました等々述べられました。

しかし、一般質問の中で、市長の答弁で、建設することを決定ではなく建設予定地を決定したと変更されました。

このように、まだ明確ではいものを予算に組んで、測量委託料、借上料の補正を組むのは時期尚早ではありませんか。

反対の第二の理由は、こども図書館問題はそもそも、平成25年4月改修されリニューアルされた武雄市図書館・歴史資料館の中の以前あった子どものコーナーが変更になり、お話し部屋が廃止になった経緯があるのではありませんか。

まさに、ここに利用者市民の不満の声が寄せられたわけではありませんか。

以前の子どもトイレの水道管が、今コーヒーの水の水道管にさま変わりをしていることであります。

さらにこの問題になった、改修時の選書問題が表明化いたしました。市当局の説明責任が果たされていない。

改修内容が問われていることを見ると、総括されていません。

こども図書館をつくる根拠が問われていると考えるものであります。

反対の第3の理由は、さらに地権者の同意も、売買でなく借地としての利用であり、行政の進め方として強引ではないかと指摘せざるを得ません。

よって、この補正予算は撤回されるべきものとするものであります。

以上、反対の理由を述べ、討論を終わります。

議長／静かに。

4番 山口等議員

山口等議員／皆さん、おはようございます。

第106号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成25年、リニューアルオープンした武雄市図書館は多くの方に利用されており、オープン後のアンケートの結果においては85%の方が満足とお答えになっております。

しかしながら、市民からは子どものコーナーをもっと充実してほしいという声もあり、現在の図書館のそばに適地がないか検討をなされ、その候補地として今回の用地が浮上してまいりました。

先ほど、図書館***のこども図書館用地測量設計業務委託料について話されましたが、

この費用は、この候補地の測量調査の業務を委託する費用であります。
建設地用地として適地かどうかを検討し、そして調査測量費であります。
建築物を建設する場合、事前の測量等は必ず必要であり、その成果をもとに検討がなされ、
適地と進めていくものです。
調査なくしては***にはできないし、反対の理由にはならないと考えます。
よって、今回の予算は当然の予算であります。
以上をもって、賛成の討論といたします。
議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 106 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18. 第 111 号議案 教員委員会委員の任命について及び日程第 19. 第 112 号議案 教育委員会委員の任命についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 111 号議案及び第 112 号議案 教育委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員であります、岡本忠裕氏と森恵理子氏の任期が来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き岡本氏と森氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

岡本氏と森氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長／第 111 号議案及び第 112 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 111 号議案及び第 112 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 111 号議案及び第 112 号議案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決は、議案ごとに行います。

まず、第 111 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 111 号議案を採決いたします。

第 111 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって第 111 号議案、すなわち岡本忠裕氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 112 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 112 号議案を採決いたします。

第 112 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって第 112 号議案、すなわち森恵理子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 21. 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年 12 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。